

## 第十三章

ゴドワイン氏の誤り——人間を過度に「単なる理性的存在」として捉えている——複合的な存在である人間では、理性の判断に対し情念が常に攬乱要因として働く——強制をめぐるゴドワイン氏の議論——性質上、人から人へは伝えられない種類の真理がある

これまで検討してきた章で、ゴドワイン氏は自身の平等体系に対する異議のうち、人口原理にもとづくものに答えようとしている。しかし、困難が生じる時期の見積もりは大きく誤っており、その時期は数万世紀も先のことではない。筆者の見るところ、実際には、それは三十年どころか三十日さえ先のことではない。地上の人間が不死に近づくという仮定も、事態の緩和には何ら資さない。その章で異議を退けることのできる唯一の筋道として示されているのは、性的衝動がやがて消滅するという仮説だが、これは裏づけを欠いた臆測にすぎず、この異議の力を少しも弱めない。それだけで同氏の平等体系は根底から搖らぎかねない。そこで筆者は、同氏の主要な論証の要点に手短に所見を

加え、『政治的正義』が掲げるような人間性と社会の大規模な改善に、理にかなつた期待を抱きうる見込みがどれほど乏しいかを、いつそう明確に示したいと考える。

ゴドワイン氏は人間をあまりに純粹な知的存在として扱つており、その誤りが著作全体に浸透して推論の基盤をゆがめている。人間の自発的な行動がその人の判断によつて決まるとしても、理性と身体的欲求を併せ持つ人間の判断は、純粹な知的存在の判断とは大きく異なる。ゴドワイン氏は、健全な推論と真理は十分に伝達可能だと考え、まず実際的ないし実務的観点から命題を検討したうえで、「この命題を大まかな実践的観点から見るところなる。厳密に考えれば議論の余地はない。人間は理性的存在であり、（後略）」と記している（第一編第五章、第三版第一編八十八頁）。しかし、これを「厳密」と呼ぶのは不当であり、むしろ最も粗雑で誤った見方である。真空中での落下だけを計算し、空気など抵抗のある物質の中でも結果は同じだと主張するようなもので、ニュートンの方法とは正反対である。一般命題が、個々の事例にそのまま的確に当てはまるることは稀である。月が地球の周りを、地球が太陽の周りを回る運動も、距離の二乗に反比例する力だけでは、維持することも説明することもできない。一般理論を正確に適用するには、太陽が月に与える摂動と月が地球に与える摂動を精密に見積もることが不

可欠であり、これらの摂動が適切に計算に組み込まれるまでは、観測結果と理論予測の食い違いが、理論の不完全さを明らかにしていたはずである。

すべての身体的行為の前に心の決定があること 자체は認める。しかし、意思決定の過程において身体的な欲求や衝動が大きな影響を及ぼさないとみなす見方は、確かな理論にも日常の経験にも反すると考える。したがって、争点は、明快な命題を提示して理解を促し、反論の余地のない論証によって納得させられるかどうかという一点のみに限られない。人は、理性的な存在としては真理を確信していても、多面的な存在としてはそれに反する行為を選びうる。飢えや渴き、酒への執着、美しい女性を手に入れたいという欲求は、それが社会全体の利益を損なう致命的な行為であると、当人が実行の最中でさえ自覚している場合でも、なお人を突き動かしてしまう。もし身体的な渴望がなければ、そのような行為は一瞬のためらいもなく退けられるはずであり、他人の同じ行為を目にするれば、即座に非難するだろう。ところが自分自身のこととなり、これらの渴望が絡む局面では、多面的な存在としての決定は、理性による確信とは食い違ってしまう。この見方が正しく、理論と経験がそれを裏付けているのだとすれば、ゴドウイン氏が第七章で展開した強制に関する議論の多くは、誤った前提に立っていることになる。氏

は、暴力や殴打によつて人の理解を改めさせ、心中の疑念を晴らし、曖昧な命題を明確にしようとする発想を滑稽だとして、嘲笑的に論じている。それは確かに滑稽で野蛮であり、鬪鶏と同じ類いに属する。しかし、こうした点はいずれも、刑罰の本来の目的とはほとんど関係がない。刑罰の運用においてしばしば用いられ、しかも実際には過度に用いられている手段が死刑である。これを、人を説得し、その確信を形成させることを目的とする制度とみなすのは難しい。少なくとも、そのようななかたちで形成された理解が、将来にわたつて個人や社会にもたらす利益が何であるのかは明らかでない。

刑罰の主要な目的は抑止と範例であり、重点もこの二つに置かれている。抑止とは、社会に害や不利益をもたらしうる悪癖や惡習を持つ者を社会から隔離し、再犯を防ぐことを指す。範例とは、特定の犯罪に対する共同体・社会としての意思や判断を明確に示し、犯罪と刑罰との関係をはつきり示すことで、他者に犯行を思いとどまらせる動機を与えることである。

ゴドワイン氏は、抑制を当面の措置としては容認する一方で、犯罪者の道徳的改善に最も効果があるとして、事実上ほとんど唯一の手法とされてきた独居監禁を強く批判する。孤独は利己的な情念を増幅させるが、社会的な交わりは徳を育てるのだと氏は説く。

しかし、そのような徳は、監獄という特殊な社会の中では育たない。もし犯罪者を、有可能で徳のある人々の集団の中にのみ置くことができるのであれば、孤立させるよりも改善が進むはずだが、それが現実に可能かどうかは心もとない。氏の才覚は、実効性のある解決策を示すことよりも、欠陥や弊害を指摘することの方へ傾きがちである。

たとえば、刑罰を全面的に否定する立場がある。だが、見せしめを過度に重んじた結果、諸国が極めて残虐な行為に走った時代があつたとしても、どの制度にも乱用は起こり得る、という事実だけをもって、その本来の効用や適正な運用まで否定することはできない。筆者の国では、殺人の捜査と検挙にたゆまぬ努力が払われ、「必ず処罰される」という確信が社会に行き渡り、「殺人はいざれ露見する」という感覚が人々に根付いている。その結果、殺人への根強い嫌悪感が育ち、復讐に駆られる瞬間でさえ、刃物に手を伸ばすこと自体を恐れ、思わず思いとどまるほどである。これに対しイタリアでは、犯人が聖域に逃げ込めばしばしば処罰を免れるため、殺人はそこまで強くは嫌悪されず、結果として発生件数も多い。道徳的動機の働き方を理解している者であれば、もしイタリアで殺人犯が例外なく確実に裁かれていたなら、激情のさなかに短剣が振るわれる面は、比べものにならないほど少なかつたはずだと疑わないだろう。

人間の法が罪と罰の釣り合いを厳密に実現できる、あるいは現にできていると言いかたれる人はいない。内心の動機は完全には測り得ず、厳密な比例づけはそもそも不可能だからである。それでも、この不完全さを一種の不公正と見なすにせよ、それだけで人間の法そのものを否定する理由にはならない。人はしばしば、二つの悪のうち小さい方を選ばざるを得ず、より大きな害を抑える最善の仕組みだと判断できるなら、それを採用する根拠は十分にある。もちろん、制度の性質が許すかぎり、絶えず完全に近づけようと努めることは欠かせない。他方で、人間の制度の欠点をあげつらうのはたやすいが、的確で実行可能な改善策を示すのは難しい。そして、才能ある人々の多くが前者に多くの時間を費やし、後者に力を注ぐ者が少ないので、なんとも残念なことである。

分別があつてしかるべき人々のあいだにも犯罪が少なくないという現実は、どれほど心で真理を確信していても、行動が自動的に正されるわけではないことを示している。そもそも、その性質上、人から人へは十分には伝えられない真理も存在する。ゴドウイントン氏は、知的快樂が感覚的快樂にまさるという命題を根本的な真理と見なし、筆者も事情を踏まえれば、総じておおむね同意する。しかし、知的快樂をほとんど味わったことのない相手に、それをどう伝えるかが問題である。これは、目の見えない人に色の性質

や美しさを説くようなもので、どれほど丹念に、辛抱強く、明晰に、何度も説き重ねても、実のある進展は望みにくい。共通の尺度がなく、一步一歩示していくこともできず、しかも実証になじまない種類の真理だからである。筆者に言えるのは、古今の賢明で善良な人々が進んで知的快樂を選んできたという事実と、自身の経験がそれを確かに裏づけている、ということにとどまる。感覺的快樂は空虚で儂く、しばしば倦怠や嫌惡を伴うのに対し、知的快樂は常に新鮮で若々しく、日々を満たして人生に張りと新たな味わいを与える、心に長く続く平穏をもたらしてくれた。たとえ相手がそれを信じたとしても、それは筆者を権威視して鵜呑みにしただけにすぎず、内發的な確信とは言えない。確信を生み出す言葉は見いだせない。理屈ではなく、経験の領分だからである。おそらく相手は、「多くの立派で善良な人々には当てはまるのだろうが、自分は違う。本を手に取るとしばしば眠くなるが、陽気な集まりや魅力的な女性と晩を過ごすと元気が出て気分が高まり、生の喜びを存分に味わえる」と反論するにちがいない。

この種の状況では、理屈や論理にもとづく議論だけで成果を期待するのは難しい。やがて、官能的・感覺的な享楽にすっかり飽きてしまうことや、思いがけない刺激が精神の活力を呼び覚まし心を奮い立たせることが、どれほど粘り強く老練で巧妙な説得でも

四十年かけてなお達し得ない変化や結果を、一ヶ月で生み出すこともありうるのである。